

(地方独立行政法人評価委員会)

第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 略

二 第七十八条の二第一項の規定により第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次号において「公立大学法人」という。）の業務の実績を評価すること。

三 略

四 略

五 略

六 略

3 略

4 略

(中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等の特例)

第七十八条の二 公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績

2 略

3 第一項の評価は、同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。

4 略

5 略

6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7 略